

水害に注意してください!

これから出水期を迎えます。出水期とは、6月から10月頃にかけて、集中豪雨や台風により、河川が急に増水し、水害が起こりやすい時期のことをいいます。周囲の状況、気象予報などに十分注意し、災害から身を守りましょう。

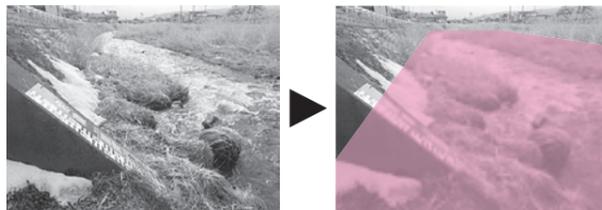
- ◆水害による被害を防ぐために
- ・大雨、台風の接近が予想されるときは、できるだけ外出しない。
 - ・増水した河川、水路等には近づかない。
 - ・田んぼやため池の見回りをしない。
 - ・浸水が予想される場所は、土のうを準備する。

■砥川の洪水危険レベルと住民の皆さまへのお願い

長野県では、砥川の水位観測所により、下諏訪町へ洪水危険レベルなどの水位情報の提供を行っています。洪水危険レベルと住民の皆さまへのお願いについては図-1のとおりです。

洪水時には避難情報や気象情報に十分注意をお願いします。

▼水位観測所にある水位表示パネル(右は増水時イメージ)



▼図-1

危険レベル	砥川水位	住民へのお願い
危険レベル	▼はん濫の発生	逃げ遅れた住民の救助 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	▼はん濫危険水位【1.30m】	住民の避難完了
レベル3	▼避難判断水位【1.00m】	町は避難勧告の発令を判断 住民は避難を判断
レベル2	▼はん濫注意水位【0.85m】	町民は避難準備情報等の発令を判断 住民ははん濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル1	▼水防団待機水位【0.55m】	水防団は水防活動の準備

■問い合わせ
 諏訪建設事務所 維持管理課
 電話53-6000 (内線2426)
 下諏訪町 建設水道課 建設管理
 電話27-1111 (内線241)

歴史民俗資料館・今井邦子文学館 入館料が無料になりました

～散歩がてらぜひお寄りください～

歴史民俗資料館・今井邦子文学館
 ◆開館時間 9:00～17:00
 (入館は16:30までをお願いします。)
 歴史民俗資料館 電話27-9229
 今井邦子文学館 電話27-8827

歴史民俗資料館

この建物は、江戸時代の宿場内にあり当時の民家、特に商家の特徴を残しています。表に張り出した「出し梁造り」に「縦繁格子」をはめ、「みせ」と呼ばれる板の間、建物の内部にあって裏庭に通じる「通り庭」と呼ぶ通路が残されています。展示は、宿場関係資料のほか、幕末の出来事として「和宮降嫁」、「和田嶺合戦」、「相楽総三と赤報隊」に関する展示があります。



今井邦子文学館

この建物は、アララギ派の歌人で島木赤彦の弟子であった今井邦子の実家です。江戸時代は茶屋を営んでいた家で、改築に当たりその面影をできるだけ再現した造りになっています。

今井邦子は、文学を志して単身東京へ出て郷土の先輩島木赤彦の弟子となって短歌に精進し、後に女性のみの短歌結社「明日香」を主宰しました。展示は彼女の生涯を紹介し、歌人としてののみならず邦子の生き方に触れていただけます。



住宅減災・リフォーム・エコエネルギー導入補助事業 申請受付が始まります!

平成26年度の「住宅減災・リフォーム・エコエネルギー導入補助事業」の申請が、4月1日(火)から受付が始まっておりますのでご利用ください。



住宅リフォーム工事・減災工事 施工業者は町内業者に限ります。

- <補助対象者> 町内に住民登録し居住している方又は居住しようとする方で、町税の滞納の無い方。
- <補助対象住宅> 補助対象者が町内に所有し、居住している又は居住しようとする個人住宅、併用住宅及び集合住宅の個人住宅部分。(家屋部分)
- <補助対象工事> 住宅改修審査会で認められた工事で、その工事に要する経費が10万円以上で、年度内に完了するもの。
- <減災工事> 壁の補強工事、柱・梁補強工事、基礎補強工事、屋根の軽量化に伴う工事等
- <補助金額> ①、②それぞれ10万円の限度額まで、平成26～27年度の期間内なら受けられます。
 - ①リフォーム工事 補助対象工事に要する経費の100分の5に相当する金額で、10万円を限度とします。(千円未満切捨)
 - ②減災工事 補助対象工事に要する経費の100分の20に相当する金額で、10万円を限度とします。(千円未満切捨)
- <申請の受付期間> 平成26年4月1日(火)～平成27年1月30日(金)
 - ※平成26年4月1日以降の工事で、施工前に申請。平成26年度内に完了届が提出できること。

太陽光発電システムの設置 【1キロワットあたりのシステム価格が税抜で55万円以下のもの】

- <補助対象者> 町内に住民登録し居住している方又は居住しようとする方で個人住宅に設置しようとし、町税の滞納の無い方。
- <補助対象住宅> 太陽電池モジュールの最大出力の合計が10キロワット未満であるもの。未使用品であること。電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結できるもの。施工が年度内に完了するもの。施工業者は町内業者に限りません。
- <補助金額> 1キロワットあたり3万円を限度額10万円。(千円未満切捨・1回のみ)
- <申請の受付期間> 平成26年4月1日(火)～平成27年2月27日(金)
 - ※平成26年4月1日以降の工事で、施工前に申請。平成26年度内に完了届が提出できること。

高効率給湯器の設置 【エコキュート・エコジョーズ・エコフィール・エコウィル・エネファームなど】

ペレットストーブ等の設置 【ペレットストーブ・ペレットと薪の併用ストーブ・ペレットボイラー】

- <補助対象者> 町内に住民登録し居住している方又は居住しようとする方で個人住宅に設置しようとし、町税の滞納の無い方。
- <補助対象住宅> 家庭用で使用するもので、補助の要件を満たす設備(機材費、据付工事費)。未使用品であること。施工業者は町内業者に限りません。
- <補助金額> 1台につき2万円。(1回のみ)
- <申請の受付期間> 平成26年4月1日(火)～平成27年3月20日(金)
 - ※平成26年4月1日以降の設置で、設置後支払いが完了した日から1か月以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに申請。

住宅用LED照明器具設置 購入先・施工業者は町内業者に限ります。

- <補助対象者> 町内に住民登録し居住している方。
- <補助対象住宅> 経費が1万円以上(税込)
- <補助金額> 一律3千円です。(1回のみ)
- <申請の受付期間> 平成26年4月1日(火)～平成27年3月20日(金)
 - ※平成26年4月1日以降に購入・施工したものが対象となります。

中小企業融資制度の改正

平成26年度から、経営安定借換資金の限度額を1,250万円にするとともに経営安定特別借換資金を創設し、借換がしやすい融資環境を作りました。振興資金の融資利率は年1.9%に改定し、開業資金も年1.6%に改定しましたので、取扱金融機関とご相談のうえご利用ください。

経営安定特別借換資金

- <利子補給> なし
- <融資の対象者> 経営安定資金の融資条件を満たし、保証協会の保証付き借入残高を借り換える者
- <融資の対象> 運転資金 経営に必要な資金
- <融資の条件> 限度額 1,750万円 利率 2.0% 償還期間 7年以内(据置期間1年以内)
- <保証人等> 保証人 原則として要しないが、法人にあっては代表者を保証人とする。担保 必要に応じて徴する。
- <保証料> 町 1/2負担 中小企業者 1/2負担

■問い合わせ 下諏訪町 産業振興課 商工観光係 電話27-1111 (内線273)